

制度改正の概要について

I 訪問型サービス、通所型サービス共通の改正事項

《対象サービス》

- ・介護予防訪問型サービス・介護予防生活支援サービス
- ・介護予防通所型サービス・介護予防運動機能向上デイサービス・介護予防ミニデイサービス

○ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

[概要]

提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

○ 身体的拘束等の適正化の推進

[概要]

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

○ 書面掲示規制の見直し

[概要]

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算の新設

[概要]

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に、減算を適用する。

○ 業務継続計画未策定減算の新設

[概要]

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に、減算を適用する。

経過措置として、令和7年3月31日までの間は適用しない。ただし、通所系サービスにおいて感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合は適用する。

II 訪問型サービスの改正事項

《対象サービス》

・介護予防訪問型サービス・介護予防生活支援サービス

○ 基本報酬単位の改正

〈介護予防訪問型サービス（従前の介護予防訪問介護に相当するサービス）〉

〈現行〉		〈改正後〉	
介護予防訪問型サービスⅠ	1,176 単位/月	介護予防訪問型サービス費Ⅰ	
介護予防訪問型サービスⅡ	2,349 単位/月	1週に1回程度の場合	1,176 単位/月
介護予防訪問型サービスⅢ	3,727 単位/月	1週に2回程度の場合	2,349 単位/月
介護予防訪問型サービスⅣ	268 単位/回	1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位/月
介護予防訪問型サービスⅤ	272 単位/回	介護予防訪問型サービス費Ⅱ	287 単位/回
介護予防訪問型サービスⅥ	287 単位/回		

※回数による算定は介護予防生活支援サービスと同一月において併用する場合のみ算定可能

〈介護予防生活支援サービス（緩和した基準によるサービス）〉

〈現行〉		〈改正後〉	
介護予防生活支援サービスⅠ	241 単位/回	介護予防生活支援サービス費Ⅰ	161 単位/回
介護予防生活支援サービスⅡ	245 単位/回	（45分未満のサービスを行った場合）	
介護予防生活支援サービスⅢ	258 単位/回	介護予防生活支援サービス費Ⅱ	198 単位/回
介護予防生活支援サービスⅣ	1,175 単位/月	（45分以上のサービスを行った場合）	
介護予防生活支援サービスⅤ	2,205 単位/月		
介護予防生活支援サービスⅥ	3,354 単位/月		

○ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

《概要》

訪問介護における改正内容と同様に、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

○ 口腔連携強化加算の新設

《概要》

訪問介護における改正内容と同様に、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

Ⅲ 通所型サービスの改正事項

《対象サービス》

・介護予防通所型サービス・介護予防運動機能向上デイサービス・介護予防ミニデイサービス

○ 基本報酬単位の改正

《介護予防通所型サービス（従前の介護予防通所介護に相当するサービス）》

《現行》		《改正後》	
介護予防通所型サービス 1	1,672 単位/月	介護予防通所型サービス I	
介護予防通所型サービス 2	3,428 単位/月	事業対象者・要支援 1	1,798 単位/月
介護予防訪問型サービス 1 回数	384 単位/回	事業対象者・要支援 2	3,621 単位/月
介護予防訪問型サービス 2 回数	395 単位/回	介護予防通所型サービス II	
		事業対象者・要支援 1	436 単位/回
		事業対象者・要支援 2	447 単位/回

※回数による算定は緩和した基準による通所型サービスと同一月において併用する場合のみ算定可能

《介護予防運動機能向上デイサービス（緩和した基準によるサービス）》

《現行》		《改正後》	
介護予防運動機能向上デイサービス 1	307 単位/回	介護予防運動機能向上デイサービス 1	349 単位/回
介護予防運動機能向上デイサービス 2	316 単位/回	介護予防運動機能向上デイサービス 2	358 単位/回
介護予防運動機能向上デイサービス 3	1,535 単位/月	介護予防運動機能向上デイサービス 3	1,745 単位/月
介護予防運動機能向上デイサービス 4	2,844 単位/月	介護予防運動機能向上デイサービス 4	3,222 単位/月

《介護予防ミニデイサービス（緩和した基準によるサービス）》

《現行》		《改正後》	
介護予防ミニデイサービス 1	288 単位/回	介護予防ミニデイサービス 1	327 単位/回
介護予防ミニデイサービス 2	296 単位/回	介護予防ミニデイサービス 2	335 単位/回
介護予防ミニデイサービス 3	1,440 単位/月	介護予防ミニデイサービス 3	1,635 単位/月
介護予防ミニデイサービス 4	2,664 単位/月	介護予防ミニデイサービス 4	3,015 単位/月

○ 同一建物等居住者等にサービス提供する場合の報酬の見直し

《概要》

介護予防通所型サービスにおける現在の減算区分は1月につきのみであるが、新たな区分として1回につきの減算区分を設ける。また、介護予防運動機能向上デイサービス及び介護予防ミニデイサービスにおいては、減算区分を1月につきから1回につきに見直す。

○ 送迎減算の新設

《概要》

利用者に対して、その居宅と介護予防通所型サービス事業所等との間の送迎を行わない場合の減算を新設する。

《対象サービス》

・介護予防通所型サービス・介護予防運動機能向上デイサービス

○ 運動器機能向上加算の廃止

《概要》

指定相当通所型サービスの基本報酬において、運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されたことに伴い廃止する。

《対象サービス》

・介護予防通所型サービス

○ 選択的サービス複数実施加算の廃止及び一体的サービス提供加算の新設

《概要》

選択的サービス複数実施加算を廃止し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合の加算として、一体的サービス提供加算を新設する。